

令和7年度木材安定供給推進事業実施確認業務委託仕様書

(適用)

第1 この仕様書は、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等の規定に基づく事業の実施確認業務に適用する。

(業務の着手)

第2 受託者は、契約締結後5日以内に業務に着手し、書面（様式—1）により委託者に提出しなければならない。

(用語の定義)

第3 この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は次のとおりとする。

- (1) 「指示」とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し業務に関する方針、基準又は計画等を示し実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(検査職員)

第4 検査職員とは、施行地を所管する林業事務所長（嶺北林業振興事務所の所管区域にあっては嶺北林業振興事務所長）（以下「事務所長」という。）が任命した職員をいう。

2 事務所長は検査職員を受託者に書面（様式—2）により通知するものとする。

3 検査職員は、受託者に対して、契約書、仕様書等に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の業務を行うものとする。

(管理技術者等)

第5 受託者は、管理技術者及び確認技術員（確認検査を行う者）を定め、書面（様式—3（1）、（2）及び（4））により委託者及び事務所長に通知するものとする。また、管理技術者の変更を行おうとする場合は、管理技術者変更届（様式—3（3））、確認技術者の変更を行おうとする場合は確認技術員変更届（様式—3（5））を書面により委託者に通知するものとする。

2 管理技術者は、業務の総括的な管理を行うものとする。

3 管理技術者は、業務を行ううえで技術上の監督管理を行うに必要な専門的応用実務能力と経験を有する技術者でなければならない。

4 管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく森林部門の技術士、又は一般社団法人日本森林技術協会が認定する林業技士かつ測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士で、森林・林業、森林土木に関する測量、調査の実務経歴が7年を超えるものでなければならない。

5 確認技術員は、この仕様書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者による指示、承諾、協議等の業務を行う者である。

6 確認技術員は、技術士、一般社団法人日本森林技術協会が認定する林業技士、測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士、森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に基づく林業普及指導員（旧林業専門技術員、旧林業改良指導員）等、専門的技術を有する者でなければならない。

7 確認補助員は、確認業務の際に管理技術者及び確認技術員の補助を行う者である。

（業務計画書）

第6 受託者は、契約後速やかに業務計画書（様式—4）を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、変更業務計画書（業務計画書に朱書きしたもの）を提出しなければならない。

（提出書類）

第7 受託者は、関係書類を委託者及び事務所長に遅滞なく提出しなければならない。

（打合せ等）

第8 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と確認技術員は、常に密接な連絡を取り、業務の内容について相互に確認しなければならない。

2 管理技術者は、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに検査職員と協議するものとする。

（確認業務の区分）

第9 確認業務は、補助事業者からの実績報告等の提出後、事業種目別・事業主体別・施行地別に原則として検査職員が指定した施行地について実施するものとする。

2 間伐材生産の検査は、1施行地ごとに行う。ただし、1施行地面積が3ha以下の施行地については現地検査を省略できる。なお、この場合であっても、1申請の施行地のうち、乱数表を用いて無作為に抽出した10%以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。

（確認業務の内容）

第10 確認業務は次により行う。

（1） 確認業務は2名以上の体制で実施するものとする。その内1名以上は管理技術者または確認技術員でなければならない。

（2） 確認業務には、事業実施主体を立会させるものとする。

（3） 共通事項

ア 現地が実績報告書等に記載されている位置であるかどうか確認する。

イ 面積の判定は、次により行う。

（ア） 申請面積を照査して行うものとする。照査は、2測点以上の測線等を実測し、実測図

を確認する。許容誤差については、コンパス等による測量については「距離5／100」、「角度2度」を超える場合、GNSS等による測量については許容される制度（3m）を超える場合は、検査職員に協議する。

ただし、精度の高い既存の実測図等を検討することにより確認できる場合は、それによることができる。

（イ） 施行地内に100㎡以上の保護樹帯又は岩石地等の除地がある場合は、除外されていることを確認する。

（ウ） 作業道等の車道について全幅2.5m以上を有する場合は、法頭から法尻までの平均と延長により算出した面積を控除する。この場合の算出方法は標準断面によるものは標準断面で、実測の場合は実測に基づき行うものとする。

（エ） 面積の算定は、ha以下2位で止め、3位以下で切り捨てる。

ウ 植栽本数や間伐率の確認業務は、次により行う。

（ア） 確認業務は、面積100㎡以上の標準地において本数検査法により行う。

標準地の区画を明示（テープ等で囲む等）し、植栽については、区画内の植栽本数を計測する。間伐については、区画内の間伐本数率（間伐本数／間伐前生立本数）を計測する。

なお、標準地については、確認写真を整理すること。

（イ） 確認業務箇所の選定

植栽は標準地とみなされる箇所を選定する。

間伐は、全域からまんべんなく選定する。

（ウ） 確認業務の箇所数

面積1ha未満の場合は1箇所以上、1ha以上3ha未満の場合は2箇所以上、3ha以上5ha未満の場合は3箇所以上、5ha以上10ha未満の場合は4箇所以上、10ha以上の場合は5箇所以上とする。

なお、確認業務を実施した箇所を検査野帳に記入すること。

エ 除地は、施行地内の植栽不可能地であって1箇所の面積が100㎡以上ある場合とし、当該施行地の面積から差し引くものとする。

オ 林齢は、伐後の年輪等により確認すること。

カ 確認業務の実施箇所については、確認状況の写真等を整理すること。

キ 確認写真（標準値の施行状況が分かる全景写真と、確認者が判別できる写真）は原則として位置情報が記録されたものとする。

（4） 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の確認業務は、次により行うものとする。

林業専用道（規格相当）にあつては、高知県林業専用道作設指針に適合しているか、森林作業道にあつては、高知県森林作業道作設指針に適合しているかを、現地において次に掲げる項目及び方法により、補助金交付申請者から提出された出来高設計をもとに、当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道の査定設計を行う。

なお、出来高設計と査定とが相違する場合は、出来高設計上に査定を朱書きする。

ア 延長

路線の測点間の距離を累計とし、ポケットコンパス及びメートル縄等により行う。

ただし、幅員 3 m 未満の幅員の場合であって、県の定める標準断面による設計の場合は、斜距離で測定した距離とすることができる。

イ 横断

各測点ごとに幅員、切取、盛土の勾配及び法長を確認する。

また、切取の法勾配は、幅員 3 m 未満の場合は、切取高 1. 2 m 程度以下の場合は、直切り、5 m 以下の場合は、土砂 6 分、岩 3 分として査定する。

幅員 3 m 以上の場合は、原則として土砂 6 分、岩 3 分として査定する。

ただし、アのただし書きによる延長とする場合にあっては、路盤面に対し直角方向の横断を確認するものとする。

また、保安林における切取勾配は、保安林基準に準ずるものとする。

ウ 土質区分

土質区分の適用状況を検査する。岩質は、横断面図の切取断面の岩歩合で査定する。

エ 敷砂利

施工区間、敷幅・敷厚を確認する。

オ 構造物

構造物の規格、数量、仕上がり状況を確認する。

(5) 別添ニホンジカ被害調査要領に基づき被害調査を実施する。

(再確認業務)

第 1 1 確認業務の結果、当該施行地が検査野帳等の内容に適合しないものであるときは、確認と認めず、不適合である旨を検査職員に通知するものとする。

2 受託者は、前項により不適合であるとされた施行地があった場合、検査職員の指示に従うものとする。

(成果の提出)

第 1 2 受託者は、四半期における業務が完了したときは、確認業務を実施した事項について検討したのち、業務完了届(様式-5)に成果品及び検査職員から渡された木材安定供給推進事業検査野帳(所要事項を記載したもの)を添付して事務所長に提出するものとする。

2 事務所長は、提出された成果品に不備等が無く適正かどうかの内容を確認するものとする。

3 事務所長は、前項を実施後、成果品を受領したときは、成果品確認報告書(様式-6)により木材増産推進課長に報告するものとする。

なお、成果品確認報告書へは、1 項による提出のあった業務完了届の写しを添付すること。

4 成果品とは、次のものをいう。

ア 確認業務実施一覧表(様式-7)

イ 確認写真、写真の画像データ(位置情報が記録されたもの)

ウ 林業専用道(規格相当)及び森林作業道にあっては、査定設計書等。

（検査）

第 13 受託者は、全ての業務が完了した場合は業務完了報告書（様式－8）を委託者に提出し、完了検査を受けるものとする。

ただし、委託者は、受託者が前条による業務完了届を提出した場合、該当の四半期において必要な検査を実施することができるものとする。

2 検査職員は、必要に応じて現地検査を実施するものとする。

（法令遵守について）

第 14 受託者は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及びその他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、法令違反を行わないこと。

（その他）

第 15 仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し決定する。

様式－ 1

令和 年 月 日

高知県知事 様

（受託者）住 所
 氏 名

着 手 届

下記の業務について、令和 年 月 日に着手しました。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

（ 受 託 者 ）

様

事務所長

検 査 職 員 通 知 書

下記のとおり検査職員を定めましたので、通知します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	令和 年 月 日

検 査 職 員	
---------	--

管 理 技 術 者 届

令和 年 月 日

高知県知事 様

受 託 者 住 所
氏 名

委託業務名				
業 務 番 号	第 号			
委 託 場 所				
契約予定金額	¥			
管理技術者	フリガナ 氏 名		生年月日	S・H 年 月 日
	資 格 等	別紙経歴書のとおり		
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			

管理技術者経歴書

１．氏名及び生年月日

２．現住所

３．最終学歴

年 月 日 卒業

４．経歴年数

年 月

５．取得資格等

技術士（部門） 年 月 日 登録

（二次試験選択科目： ）

林業技士 年 月 日 登録

測量士 年 月 日 登録

（その他資格以下列記）

６．職歴

（期間） （内容）

年 月 ～ 年 月

（以下列記）

※ 経歴年数については、経歴を確認できるものを添付すること。

※ 職歴については、担当した業務経歴を過去３ヶ年程度で記入すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

管理技術者變更届

令和 年 月 日

高知県知事 様

受託者住所
氏名

下記の委託業務について、管理技術者を変更します。

記

委託業務名				
業務番号	第 号			
委託場所				
業務委託料	¥			
変更前	氏名			
変更後	フリガナ 氏名		生年月日	S・H 年 月 日
	資格等	別紙経歴書のとおり		
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料写しは別紙のとおりです。			

確 認 技 術 員 届

令和 年 月 日

林業事務所長 様

受 託 者 住 所
氏 名

委託業務名		
業 務 番 号	第 号	
委 託 場 所		
業 務 委 託 料	¥	
管理技術者	フリガナ 氏 名	
確認技術員	フリガナ 氏 名	

※確認技術員の資格を確認できるものを添付すること。

確 認 技 術 員 変 更 届

令和 年 月 日

林業事務所長 様

受 託 者 住 所
氏 名

委託業務名		
業 務 番 号	第 号	
委 託 場 所		
業 務 委 託 料	¥	
管 理 技 術 者	フリガナ 氏 名	
確認技術員	フリガナ 氏 名	

※確認技術員の資格を確認できるものを添付すること。

様式－４

令和 年 月 日

高知県知事 様

受 託 者 住 所
氏 名

業務計画書の提出について

下記の業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
業 務 委 託 料	¥
契 約 年 月 日	令和 年 月 日

別 紙

業 務 計 画 書

[illegible]

令和 年 月 日

事務所長 様

(受託者) 住 所
氏 名

一 四 半 期 業 務 完 了 届

下記のとおり 一四半期の業務が完了したので成果品を添付して提出します。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
成 果 品	別添のとおり

成果品確認報告書

令和 年 月 日

木材増産推進課長 様

林業（振興）事務所長

下記のとおり、成果品を確認しましたので報告します。

記

委託業務名	令和 年度木材安定供給推進事業実施確認業務委託
委託番号	第 号
受託者	
受託者立会人	
受領年月日	令和 年 月 日
半期	一四半期分（ 回目）
確認内容	成果品 例・確認検査実施一覧表 ・木材安定供給推進事業検査野帳 （所要事項を記載したもの） ・確認写真 ・査定設計書

様式－ 7

令和 年度木材安定供給推進事業実施確認業務委託第 号 確認業務実施一覧表 (一四半期)

事務所

[illegible]

(注) 路網の整備にあつては路線名を記載すること

様式－ 8

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受託者) 住 所
氏 名

業務完了報告書

下記のとおり業務が完了したので届け出ます。

記

委 託 業 務 名	
業 務 番 号	第 号
委 託 場 所	
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

上記業務の完了検査を命ずる。

令和 年 月 日

(検査職員職氏名)

(検査命令者職氏名)

印

別添

木材安定供給推進事業現地確認にともなうニホンジカ被害調査要領

（目的）

第1条

検査にあわせて、ニホンジカの生息状況や森林被害の分布状況について調査し、鳥獣害（ニホンジカ）の発生状況を把握すると共に、今後の対策の参考とする。

（現地調査の手法）

第2条

検査の現地調査にあわせて、車から降り、現地調査を行い、また車に乗るまでの間にニホンジカの森林被害の有無及び目撃情報について確認する。

- （1） 補助金申請者（立会人等）に現地周辺でのニホンジカの被害の有無及び被害状況を参考程度に聞き取る。なお、聞き取り結果は参考程度で有無への反映は不要とする。
- （2） 車を降りて、現地調査地（現地調査中も含む。）を徒歩で往復する間にニホンジカによる被害を発見した場合は、竣工検査野帳（高知県木材安定供給推進事業検査内規 別紙様式1から3）の鹿被害の「有」に○印をつける。被害が発見できなかった場合は「無」に○印をつける。また聞き取り結果によりニホンジカの目撃情報についても鹿被害と同様に該当する項目に○印をつけること。
- （3） 野生鳥獣による被害は確認したが、ニホンジカによる被害と確認できない場合は無とする。
但し、林地内にニホンジカの糞が有るなど、周辺地でニホンジカの活動が推測される場合はニホンジカの被害として取り扱う。
- （4） 人工林のみでなく、天然林へのニホンジカによる剥皮害等であっても「有」とする。

（取り纏め）

第3条

確認業務実施一覧表（様式ー7）の鹿被害欄に竣工検査野帳に記載の被害の有無及び目撃情報を転記する。